

報道機関各位

箕輪町議会 議会広報モニターを募集します

議会をより身近に、よりわかりやすくお伝えするために、町民の皆様から、「議会だより」に関して、ご意見やご感想、ご要望などを幅広くお聴きする「議会広報モニター」を募集します。

任 務 「議会だより」を読んで、意見・提案等を行うなど

応募資格 ・2024年4月2日現在、18歳以上で町内に在住の方
・箕輪町に関心がある方
・議会活動や議員に関心のある方

定 員 8人程度

任 期 等 2024年4月から2025年3月までの1年間

応募方法 下記の問い合わせ先へ次の内容をご連絡いただくか、申込フォームからご応募ください。

氏名（ふりがな）、住所、電話、メールアドレス、生年月日、職業、
モニター募集を知ったきっかけ、応募動機

▶申込フォーム <https://logoform.jp/form/6gRD/461036>

応募締切 2024年3月21日（木）

そ の 他 ・謝礼あり
・選考の結果は、4月10日（水）に通知します。
・詳細は別添「箕輪町議会広報モニター設置要綱」をご覧ください。

添付資料 有 無

議会事務局

(局長) 三井 清一 (担当) 鈴木 知子

電話：0265-79-3187 (直通)

FAX：0265-79-0230

E-mail: gikai@town.minowa.lg.jp

令和5年箕輪町議会告示第4号

箕輪町議会広報モニター要綱を次のように定める。

令和5年4月30日

箕輪町議会議長 荻原 省三

箕輪町議会広報モニター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、箕輪町議会広報「みんなの議会」が、町民との結びつきをより強め町民の意見を議会広報編集や議会活動に反映させることを目的とし、議会広報モニター（以下「モニター」という。）を設置する。

(任務)

第2条 モニターの任務は、次のとおりとする。

- (1) 箕輪町議会が行う広報活動に関する意見、提案等を行うこと。
- (2) 議会広報に関するアンケート調査に回答すること。
- (3) その他議長が必要と認めること。

(定数)

第3条 モニターの定数は、8人以内とする。

(任期)

第4条 モニターの任期は、委嘱の日から1年以内とし、再任を妨げない。

(資格)

第5条 モニターは、委嘱年の4月2日時点で18歳以上の町に住所を有する者とする。

(募集)

第6条 モニターは、公募または議員が推薦するものとする。

2 モニターに応募できる者は、前条に規定する者とし、応募に当たっては、箕輪町議会 広報モニター申込書（別記様式）を議長に提出するものとする。

(選考及び委嘱)

第7条 モニターの選考は、議長及び議会広報委員会が行い、広く町民全体の意向が反映できる構成になるように努めるものとする。

2 モニターの委嘱は、議長が行うものとする。

(謝礼)

第8条 モニターには、予算の範囲内で謝礼を支給するものとする。

(解任)

第9条 議長は、モニターが次のいずれかに該当するときは、解任することができる。

- (1) 退任の申出があったとき。

(2) その他議長が解任の必要を認めたとき。

(庶務)

第10条 モニターに関する庶務は、議会事務局において処理するものとする。

別記様式（第6条関係）

箕輪町議会広報モニター申込書

令和 年 月 日

箕輪町議会議長

住 所 箕輪町大字

氏 名

下記のとおり広報モニターに応募します。

記

生年月日	年 月 日生 (歳)
電 話	() — 携帯電話 — —
メールアドレス	@
職 業	
モニター募集を知ったきっかけ	広報みのわ・「みんなの議会」・箕輪町ホームページ その他 ()
申込みをした動機	

※個人情報、広報モニターの目的以外に使用することは一切ありません。